

中国人と日本人の「価値観の差」にあるもの

◆続報 江歌さん殺害事件の判決

以前に少しふれた内容の続報である。2016 年に東京都中野区のアパートで、中国人留学生の江歌さんが、同じ中国籍の元大学院生、陳世峰被告に殺害された事件に関して、2017 年 12 月に判決が下りた。裁判員裁判で行われた裁判は、「被害者の首を刃物で多数回突き刺し、危険極まりない犯行態様」として、求刑通り懲役 20 年を言い渡した。

判決文によると、陳被告は、ナイフを持ってもみ合っているうちに江さんの首を刺したので、殺意はないと言っていたが、日本の裁判所はその主張を認めず、自らの恋路を邪魔する江歌さんに対して強い殺意を持って、首を刺したということになっている。もみ合っているならば腹や腕などを刺すという行動になるはずであるが、首を刺すというのは、殺意があって刃物を上に上げなければならないということである。首を狙って複数回刺していることと、刺した後、救命措置をせずにそのまま立ち去ったことなどから、「強固な殺意があった」と認定している。その後も、「被害者や元交際相手に責任を転嫁するような不合理な弁解をし、真摯な反省の情は認められない」として、減刑事由をすべて棄却し、求刑通りの罪となったのである。

日本人にとって、この判決はある意味で妥当であるか、少々重いのではないかと感じる。実際に、死刑になる事例というのは、日本の場合「複数犯罪」「計画性」「強い殺意」などが判断基準となり、そのうえで再犯可能性や拡大被害の可能性などが大きな問題になる。そのうえで、「社会的影響」や「社会的な制裁」は、最終的な判断として考えられることになるのである。

しかし、すべての国においてそのような基準によって刑罰が決まっているわけではない。中国の場合、1 万元以上の公用公共物の窃盗はすべて死刑となっており、比較的簡単に死刑になってしまうのである。また、中東のサウジアラビアなどイスラム法の国では、現在でも鞭打ち刑があったり、また女性とデートをするとか、家族ではない女性と二人きりで密室の中にいるだけで処罰されたりする。そのようにその国において処罰や刑事罰の考え方というのは、かなり異なる。それは「宗教観」や「生活習慣」または「人権」などに関する考え方が全く異なるからであり、それらをお互いに強制することはできないのである。

そのような中で、「日本国内」において「中国人留学生同士」が殺人事件を起こしたとい

うことで、日本人の間ではあまり大きく取り上げられなかったが、中国人の中ではかなり大きく取り上げられることになったのである。

◆生活習慣の違いは法律の違い そして司法制度の違い

注目されるまでの過程は、すでにご報告した通りである。よって、ここで繰り返すことはしない。ここで江歌さんの母、江秋蓮さんの行動に関して少しだけ触れておくと、娘の殺人事件に関して陳被告に死刑を求める署名活動をし、450万人を超える署名を集めた。一方、この江歌さんの犠牲で生き残った劉さんは、かける言葉がないとして引っ越し、なおかつ電話番号も変えて姿をくらましたという。この行動に関して、中国では「人道意識がない」などのバッシングが続いているという。

さて、日本の司法の場合は、「かわいそう」という感情や「署名活動」によって判決に影響が出ることはほとんどない。基本的に上記のように社会的な影響や制裁は、最終的な判断となるものでしかなく、それがメインになって法律判断に影響を与えるものではないということになる。特に日本の場合は死刑になることはほとんどなく、また死刑判決が出ても、再審請求などでなかなか執行されることはない。ある意味で「被疑者・被告人」に対して、非常に人権に対する意識が強く働いている。それに対して、被害者や、被害者の遺族などに関してはあまり強く人権意識が働かず、被害者の家族にマスコミが殺到して、社会的に問題視されることが少なくない。一方、韓国や中国などでは、法廷の中にまでテレビカメラが入り、その裁判の模様をまるでドラマのように中継する。政治犯のような裁判でも公開し、その内容を広め、多くの人々がそれを語るというような状況になっているのである。そのうえ、被害者感情への考慮を大きくする部分がある。そのために、「裁判に任せる」のではなく「裁判を自分でリードする」というような意識が強くなっていく文化がある。

犯罪に関しても、またその司法制度に関しても「違い」があるということを理解しなければならない。留学というのは、当然に言語が違うというばかりではなく、その生活習慣も文化も全て違う。法律や司法というものは、その生活習慣や宗教観に根差して作られるものであり、その時の判断は、その時の国民の雰囲気になるべく左右されないようにしながら、事実と証拠によって司法が判断するものである。がしかし、それでも裁判官は同じ社会で生活する者として、その社会の影響を何らかの過程で受けるということになるのではないか。そのように考えた場合に、文化や言語が異なれば、当然に法律も変わり、そのうえで、法律を運用する司法制度が異なるということに他ならないのである。

問題は、それを「理解しなければならない人は誰か」ということである。

まず単純に、「留学生本人」は当然である。それがわからなければ日本に来て、「母国ではよいから」と言って犯罪を犯してしまうことになる。そのことは最も良くないということになるので、最低限の「やってはいけないこと」を理解しなければならないのではないか。しかし、今回の問題は、「留学生の家族」とその「家族（遺族）を取り巻く母国の環境」という

ことになる。実際に、日本語学校または日本において、この辺のところまで意識を改革したりあるいは文化の違いを説明したりすることは現実的ではない。しかし、一方で、今後もこのような問題が発生するたびに、法律と司法制度の違いということで、大きな問題になることは間違いがない。

◆明治時代の「大津事件」に学ぶ司法制度の重要性

「大津事件」というものがある。時は明治 24 年、日本とロシアとの感情的対立が深まるころ、時のロシアの皇太子ニコライ二世が来日する。その時に滋賀県滋賀郡大津町（現大津市）で警備にあっていた警察官・津田三蔵が、普段の国民的感情に押される形で、ニコライ二世を突然斬りつけ暗殺未遂をした事件である。これに対して日本の国民は外交的な問題を重視し、日本政府は事件を所轄する裁判官に対し、旧刑法 116 条に規定する、天皇や皇族に対して危害を与えた者に適用すべき大逆罪によって死刑を類推適用するよう働きかけた。一方司法を司る時の大審院院長（現在の最高裁判所長官）の児島惟謙は、「法治国家として法は遵守されなければならない」とする立場から、「刑法に外国皇族に関する規定はない」として政府の圧力に反発し、刑法の通り、津田三蔵を無期懲役としたのである。

明治時代の、まだ法律と政府の関係が完全になっていない時代、この「大津事件」は非常に大きく国際的に取り上げられた。ロシアは当然に反発するも、国際的には日本の司法権に対する信頼が高まり、日本が近代法を運用する主権国家として、当時進行中であった不平等条約を改正するはずみとなったのである。ただし、この事件の結果、外務大臣・青木周蔵と内務大臣・西郷従道が責任を負って辞職している。

さて、突然明治の事件のことを書いたが、この事件は実際に、「司法の重要性」ということが強く言われていた問題ではないのか。司法が感情に流されるようになってはいけない。当時の日本の国民感情から考えれば、逆にロシアによくやったと思っている人も少なくなかったであろうし、一方で、国家に迷惑をかけたと思うような人も少なくなかったのではないか。事実、明治天皇がお見舞いに出かけるもむなしく、その後ニコライ二世は日本を立ち去り、その後、日露戦争の時には主戦論を貫いたのだ。法を守ることによって日本とロシアとの戦争が近づいたという形になるのであり、その意味においては死刑にすべきであったというような考えも少なくなかったのかもしれない。そのように考えれば、法律通りに運用することがいかに重要であるかがわかるのではないか。

「感情に流されて起こした犯罪」に対して「感情に流されて基準を超えた量刑を科す」ということの危険性を考えなければならないし、一時的に批判されていたとしても、そのことを強く主張しなければならないのではないか。

さて、日本語学校に来ている留学生にも、このようなことをしっかりと共有していただかなければならないのではないか。実際に、「言語」「技術」「経済」「文化」だけでなく、そこからくる「司法」や「制度」も異なるということを、母国との間で伝えてもらわなければ

ならない。「違う」ということ、そしてそこから様々な違いが出てきていて、その違いが「新しいものを生む」ということがある。その違いを尊重すること、そして、その違いを受け入れて使い分けることこそが、最も重要であるということをまずは理解していただかなければならない。そのうえで、そのことを母国に戻ってからも広めていただくことが、「本当の意味での架け橋」ではないのか。外国を受け入れることや留学をするということは、「違いを無理に同じにすること」ではなく「違いを感じて違いを認識し良い方に生かすこと」ではないのか。そのことを、留学生にはぜひ学んでもらいたい。そして、今回のような問題が不幸にも起きてしまっても、事件やその対応、文化の違いなどが両国の感情的な諍いにならないように尽力していただきたいと思う。